

墨田区告示第334号

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の2第1項の規定に基づく国民健康保険資格確認書の更新を下記のとおり実施するので、墨田区国民健康保険条例施行規則（昭和48年墨田区規則第1号）第5条の規定により告示する。

令和8年7月22日

墨田区長 山 本 亨

記

- 1 更新年月日 令和8年8月1日
- 2 更新の方法 国民健康保険資格確認書は、郵送により交付する。